

Newsletter

日本IPBAの会

お問い合わせ：日本IPBAの会 c/o IPBA事務局 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7F
 Tel. 03-5786-6796 Fax. 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: http://ipbajp.com

IPBA 第28回マニラ大会



2018年3月14日～16日
 Shangri-La at The Fort

発展するマニラの活気

IPBA元President、日本IPBAの会会長

国谷 史朗（弁護士法人 大江橋法律事務所）

1. 懐かしいマニラ

IPBAの年次大会で訪れた3回を含め、マニラには十数回来ているが、前回のマニラ大会以来の久しぶりの訪問となった。日本企業を代理してのフィリピン企業への投資案件のため一時期度々マニラを訪れ、子豚の丸焼きで歓待されたことなどを懐かしく思い出しながらマニラの空港に降り立った。

2. セッションの参加者の多さと質の高さ

マニラ大会でも多くのセッションに参加したが、いずれも参加者が多く、満室で立ち見席が出るセッションもいくつかあったのには驚かされた。

最初の全体セッションでは、フィリピンの現職財務大臣がスピーカーの一人として登場し、IPBAの元会長である Dhinesh Bhaskaran 弁護士のモデレートの下、活発な議論が展開された。フィリピンのテレビでも取り上げられたようで、さっそく IPBA のイベントの中で、テレビ放映の様子が紹介された。

2つ目の全体セッションでは、企業内弁護士を務めるスピーカーが自社の特色を交えて興味深い話をしてくれた。モデレーターはIPBAの英国代表理事を務めてきた Jonathan Warne 弁護士であったが、うまくスピーカーの特徴を引き出していた。私が長年親しくしているフランスの代表的な国際企業である Total の社内弁護士である Anne 氏がグローバル展開する企業の内部から見た業務を紹介していたのは勉強になった。

中国の一带一路構想を取り上げたセッションでは、中国の影響力がいかに強くなっているかを目の当たりにさせられた。中国人スピーカーがどのような発言をするのかには大いに興味があったが、驚くような内容ではなかった。ある程度予想されたこととはいえ、少し残念だった。

株主間契約を取り上げたセッションと、クロスボーダーM&A取引におけるカルチャーギャップの解消を取り上げたセッションは、日ごろよく取り扱う合弁とM&Aの契約実務についてそれぞれのスピーカーが特徴を出して興味深かった。同じ事務所働いているフィリピン人弁護士である Jason Jiao 弁護士が長年の日本・フィリピン間の取引の実務経験に基づいて、彼なりの日本人観に言及し解説していたが、文化の違いを再認識させられるという意味で面白かった。

国際仲裁に関するセッションにもいくつか参加した。弁護士秘匿特権に関するIPBAガイドラインを策定するセッションでは、大陸法とコモンローの違いを乗り越えガイドラインを作り上げようという意欲的な目標達成のため、文言の練り上げのためのディスカッションが真剣に行われた。私は初めての参加だったため、今までの経緯を含めてしばらく状況観察をしたが、IPBAに参加する仲裁の専門家が主導してこのような意欲的な取り組みをしていることを知り、とても頼もしく感じた。

テクノロジーと国際仲裁—IA（国際仲裁）にとつてのAI（人口知能）、のセッションには少し遅れて参加したため、立ち見状態のままパネリストのディスカッションを聞くことになった。AIによって弁護士の役割がなくなることはないと思うものの、AIを積極的に利用しての業務効率化、仲裁の論点整理や帰趨予測の議論は興味深く、刺激も受けた。



3. ジャパンナイトとソーシャルイベント

ジャパンナイトはマニラでも大盛況だった。200名くらいの参加者が所狭しと集まって話の輪ができた。総会では、大会のイベントとは別に催される様々なイベントに人が集まりすぎると、イベント自体が悪影響を受けるので好ましくないとの指摘もなされたが、ジャパンナイトは大会のイベントと競合しない時間帯に設定されており、IPBAのイベント第一の思想が貫かれているので、その点は気にすることなく続けられればよいと思う反面、少し声掛けが広がりすぎた感もあるので、本来のジャパンナイトの趣旨に立ち戻ってもよいのではないかとも思った。来年以降の運営について少し考えてみたいとも思うが、是非元氣よく続けていってもらいたいものだと思う。

Farewell Nightでは、ワインを飲みながら参加者がダンスをするのを眺めていたのだが、最後に引っ張り込まれて、長年の友人たちとダンスを楽しんだ。気が付いてみると、踊っているのはかなりシニアな弁護士ばかり。若者はすでに二次会に流れていた。昼は真面目なものの酒好きのドイツの理事のWegen弁護士も最後に乱入し、私もかつらを被せられ、踊る羽目になった。

夢の名残

前IPBA Committee Coordinator

日本IPBAの会関西支部 支部長

児玉 実史（北浜法律事務所・外国法共同事業）

「ボラカイ、観光客の受け入れ停止へ」ーこれは今回フィリピンを訪れて知った、衝撃のニュースであった。ボラカイは海の美しさで世界的に有名で、私は訪れたことがないが、多くの人からその素晴らしさを力説され、ぜひ行ってみたいと思っていた。ところが、排水設備を整えない違法なホテルやレストランが急増したため、すっかり汚染されてしまったというのである。IPBAのレセプションでは、ボラカイ産のサトウキビから作られたラム酒もふるまわれたが、地元弁護士からは、「こいつも汚染されてるかも…」と言われる始末であった。人間が美しい自然を夢見て無計画に押し寄せたとき、美しい自然などまさに夢と消えてしまうものであることを、改めて思い知らされた。

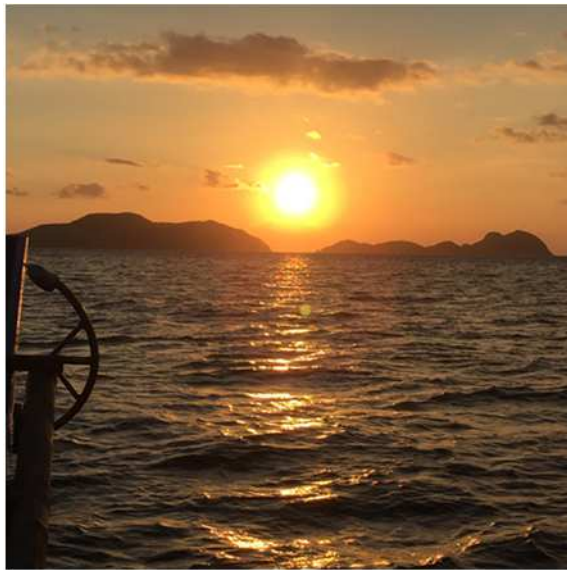
さて、マニラ大会をもって、私のCommittee CoordinatorとしてのIPBA役員任期も終了した。夢とは言わないまでも、あっという間の2年間で、記憶が泡沫（うたかた）の如く消えゆく前に、少し振り返っておきたい。

Committee Coordinatorというのは、IPBAに24ある専門委員会において、委員長(Chair/ Co-Chair)と副委員長(Vice Chair)がちゃんと選任されるよう、あれこれと手配をする役回りである。IPBAでは専門委員会の自主性・自律性を重視しており、Committee Coordinatorとしては、まずは各委員会の委員長に、自身の後任委員長と副委員長の候補者のリストアップを求める。ただ、ときに、このリストアップが十分と思われない委員会も出てくるので、そういう委員会については、Committee Coordinatorが自ら候補者を発掘してくることもあるし、IPBA内で候補者の推薦を依頼することもある。地域や性別等のダイバーシテも大事なので、偏りが出ないように配慮するが、その過程で、たとえば日本の会員がやけに少ない委員会については、日本にこんないい候補者もいるよ、と委員長に囁いたりもする。そうして候補者リストを取り揃えて、指名委員会(Nominating Committee)に審議をしてもらい、そこで承認された人事案が秋の理事会(Mid-Year Council Meeting)に諮られ、副委員長人事はそこで決定し、委員長人事はさらに年次総会で最終的に決定する。以上が専門委員会の委員長、副委員長選任の流れである。

この間、Committee Coordinatorは指名委員会にオブザーバーとして参加し、専門委員会以外の人事、すなわち各国や地域を代表する理事や役員候補の選任に関する議論も見聞し、求められれば意見を述べることになる。指名委員会は、直近2代の元・前会長と現会長、次期会長、事務総長が正式メンバーで、ふだんは酒を飲みながらニコニコと冗談ばかり飛ばしているように見える人たちも、指名委員会の場になると、豊富な経験を踏まえ、IPBAの現在と将来のためにどういう人材が必要か、真剣に議論する。こういう過程にかかわり、「勝浦スピリット」に集約されたIPBAのアイデンティティを意識し直し、またIPBAに連なる人々をより深く知ることができたことは、大変貴重な経験であった。このような経験を、広く各国の会員にしてもらうことも重要であるが、日本からも、今後もこの職責を担う人がぜひ続いてほしいと思う次第である。

もちろん、IPBAの役員たるもの、ただ大まじめに働くだけでは終われない。今回は、フィリピンの人から、ボラカイよりずっといいところがあると教えてもらって、エルニドへと飛んだ。エルニドは、マニラから南西に約1時間、フィリピン最後の秘境とも呼ばれる場所である。隆起した石灰岩が浸食されて形成された島々の影は、場所によりベトナムのハロン湾に似た趣もあり、海辺に近づけば石灰岩ドームの天井部分が崩落してできた大ラグーン、海中に潜れば次々現れるウミガメや大魚群に、何度も息をのんだ。ここにはまだ本物の美しい自然が残されていて、心洗われる思いであった。

この一文に、エルニドの日没の写真を添え、貴重な自然が夢と消えないことを願い、またIPBAの明日に希望を託して、筆をおきたい。



エルニドの日落 写真：筆者提供

11年連続のIPBA年次総会

IPBA Membership Committee Chair

中山 達樹（中山国際法律事務所）

マニラ大会は11年連続のIPBA。Airbnbではなく、一応安全も考えてちゃんとしたホテルに泊まりました（が、ボニファシオは安全なのでAirbnbでよかった…）。

会員委員会のVice-Chair及び役員の一人として、例年通り早め入り。Spirit of Katsuura（IPBA公式HPにも書いてあります）の紹介を含めてたくさん発言したけど、それでも英語ではまだ思うことの7割くらいしか表現できない。豊島ひろ江先生がたくさん発言していたのは嬉しかった。

会員委員会のChairに就任しました。会員はまだまだ増やさないといけません。特に、次世代を担う若手の参加が欲しいです。みなさん若手の勧誘をご協力よろしくお願いします。

ウェルカムレセプション頃、アルゼンチンの友人から「Anti-Corruptionセッションのスピーカーがドタキャン…だれかスピーカーできない？」というメッセージをもらう。贈賄は私の得意分野。急遽セッションの2日くらい前に、スピーカーに立候補。

ウェルカムレセプション後は恒例のJapan Night。190人くらい(!)来てもらう。来年は優に200人超えだな、目指すは250人！

退屈なセッションの合間には、プールサイドでhang around.日本の若手や海外の友人と、水泳レースをしたりして、忌憚なく「ハダカ」の付き合いをするいい機会。これから、Hang around session として、プールサイドでダベるのは、毎年恒例にしようかな。

スピーカーは難なく？務めて、夜はダンス！ 初日と二日目に行ったクラブの音楽が気に食わなかったので、最終日Farewell Dinner 後には、マニラ最高級クラブValkyrie を予約して、Fever！ IPBA11年の経験の中で、最高のクラブ・夜でした！

1,022人も弁護士がいて、要するに営業の機会なんだから、目立たないといけないのに、男性はなんでダークスーツにタイで個性を殺しているの？ 女性は比較的自由的な格好が許されるのに… と思ったので、今回は白ジャケットと派手派手開襟シャツしか着ませんでした。

産業革命以来、涼しい英国から始まったスーツの伝統。でもこれからはアジアの時代。暑いアジアで始まった「環太平洋」法曹協会では、みんなもっとラフで自由な格好をすればいいんじゃないのかな…という問題提起をしてみました。Be the change! の気概をもって。

See you all in Singapore next year lah!



With IPBA Friends from Vancouver, Hong Kong, Kuala Lumpur and Lima
写真：筆者提供

The Spirit of Katsuura

"friendship, fellowship, candid discussions, sensitivity to each other's ideas and opportunities for expression"

IPBA創立の精神である勝浦精神（スピリット・オブ・カツウラ）についての詳細は、全文の和訳と記念碑の写真とともに日本IPBAの会HPに掲載しております。

http://ipbajp.com/katsuura_spirits/index.html

マニラを訪れて

IPBA 日本代表理事

増田 健一（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）

このたび、IPBA日本地域の代表理事に就任することとなりました増田です。皆様のご協力を得ながら、IPBAの中での日本のプレゼンスを一層高めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

マニラへは今回初めて参りました。なかなか行くチャンスがない都市を訪れる機会が得られることはまさにIPBAに参加する大きなメリットだろうと思います。とはいえ、今回のIPBAの日程は3月半ばであり税務申告の時期とも重なっていたため、かなり慌ただしく日本を旅立ちました。

マニラは、想像を大きく超えて、非常に発展していました。特に、コンファレンスの会場となったホテルのあるBonifacio Global Cityは、近代的な高層ビルが立ち並ぶとても清潔な美しいエリアであり、街を歩いても全く怖い雰囲気はありませんでした。夜も歩きましたが、一人で歩いている女性も見かけましたし、治安には全く問題を感じませんでした。（写真1-1、1-2）



（上）写真1-1 （下）写真1-2



他方で、マニラらしさを感じたものもあります。まずは、ジプニーです。もともとはジープを改造して作ったものだそうですが、乗り合いバスとしてマニラ市民の間ではとても身近な存在のようです。様々な形状、色合いのジプニーを見かけましたが、いずれも熱帯らしく（？）とても派手なものばかりでした。大渋滞の中、車内にたくさんの人が文字通り膝を寄せ合って静かに座っている（冷房もないのに！）様子がとても印象的でした。（写真2）

写真2



さて、もうひとつは、下記の写真のものです。最初、警察か軍の装甲車のようにしか見えませんでした。それにしても少し小さい気もしたため、いったい何だかわかりませんでした。現地の人に聞いたところ、現金輸送車だということでした。襲撃されても耐えられるよう、このような形状になっているとのこと。銃社会と言われる国なので、やはり、治安の悪いところもあるということかと改めて納得しました。（写真3）



写真3 写真はすべて筆者提供

街を知り、各国の弁護士たちと様々な意見交換をするというのが、IPBAに参加する最大の楽しみであり魅力であると思います。つい日々の業務に忙殺されがちですが、少なくとも1年に1度このような機会を持つこと



は、日常を束の間でも離れてリフレッシュできるばかりでなく、視野を広げることもつながるため、とても有意義に感じます。是非、より多くの日本の弁護士の皆様にIPBAに参加していただきたいです。では、来年4月に、シンガポールでお目にかかりましょう！

初めてのIPBA、初めての国際会議

IPBA 2018 Scholar

西村 彬（シーメンスヘルスケア株式会社）

1. IPBAへの興味、Scholarshipへの応募

日本人初のScholarとして、IPBAマニラ大会に参加させていただきました。まずは、素晴らしい会への参加機会をいただいたことにつきまして、関係者の皆様に御礼申し上げます。

当時所属していた事務所は北海道帯広市に所在しており（現在は二弁に登録換えをしてインハウスローヤーとして稼働しております）、地元企業を主なクライアントとして一般民事案件を広く扱ってきましたが、数年前ころから、北海道ブランドを海外に展開しようという地元企業が積極的に海外企業と取引をするようになり、その動向にあわせて、私のような街弁も、時に海外案件を取り扱うようになりました。海外案件を扱う際のノウハウを学び、地元弁護士とのネットワークを築きたいと思うようになり、今回、IPBA Scholarshipに応募し、有り難いことにScholarとして参加機会をいただきました。IPBAはもとより、国際会議に参加するのも初めての経験であり、かつ、多くの参加者とは異なり、日常的に海外案件を取り扱うわけではない私にとって、マニラ大会は、すべてが刺激的で思い出深いものとなりました。

2. Scholarの特典

毎年Scholarの特典として法廷見学ツアー等が実施されるのですが、今回は、地元商業都市であるMakatiの裁判所見学、所長裁判官との懇談、地元法律事務所見学という貴重な経験を得ることができました。裁判所は合同庁舎のような施設のワンフロアに入居していて、1階には医療扶助等の抽選のような手続を求める人でごったがえし、建物すぐ外には露店が建ち並んでいるあたり、東南アジアの雑然とした雰囲気にあふれていて個人的には好感を持ちました。法廷は裁判官席の後ろが大きな窓になっていて、裁判官の威厳が際立つような作りでした（そういう意図があるのかまでは分かりませんが）。裁判官は、民事から刑事から家事に至るまで、あらゆるケースを同時並行で担当されているとのことで、何だか日本の支部裁判官のワークスタイルに似ていて、妙に親近感を持ってしまいました。フィリピンは弁護士の数が非常に多いらしい



く（裁判官いわく、約7万人とのことです）、裁判官の担当案件が多くなりすぎて困る等といった悩みも吐露されておりました。

3. Session と懇親

今回、一番驚き、感動したことは、バラエティに富んだセッションが行われることもさることながら、その合間やディナー等で、参加者間の懇親が積極的に行われていることでした。最初、元々の知り合い同士が仲良く話している中で、Scholar以外に知り合いがいない私は誰とコミュニケーションをとれば良いのだろうと思ってしまいましたが、何のことはなく、皆さん、フレンドリーに接して下さい、私が用意していた名刺はほとんど使い切ってしまうほど多くの方と情報交換することができました。英語でのコミュニケーションはまだまだ研鑽が必要でしたが、私の拙い英語にも耳を傾けていただき、最初はガチガチに緊張しながら会話していたのが、次第に自分から話しかけるようになっていき、すっかり海外デビューしていい気になっていました。地元マニラのスポンサーローファームからは、年齢層や経験年数が私と近い弁護士が多く参加しており、事務所内の育成システム、地元若手弁護士のキャリアプラン、ワークライフバランスに至るまで、気さくに話しができたことは本当に嬉しかったです。

4. 地方所在弁護士と国際会議

北海道は相変わらず経済が冷え込んでおりますが、海外に目を向けた中小企業は多数あります。海外案件となると、地元弁護士は尻込みしてしまい、都心部の弁護士を紹介するだけで終わってしまうことも多いのですが、地元企業がリーガル面で抱える悩みやニーズは、本来、地元弁護士が一番よく理解しているはずで、やはり、海外案件とて地元弁護士の関与は地元企業のニーズに応える上で重要ではないかと感じるところです。むろん、地元弁護士が日常的に海外案件を扱うわけではないので、海外留学で海外案件のイロハを学ぶわけにはいかないとはいえますが、IPBAのような国際会議に参加し、各国の精通弁護士とのネットワークを築き、その智恵を借りることで、地元弁護士も海外案件にコミットしていくことは、大変重要なことではないかと感じるとこ



ろです。地方在住で積極的に国際会議に参加している弁護士はまだ少ないと感じますが、今後、地方弁護士も、IPBAに多く参加するようになればよいと思います。

また、国際会議の参加は、経済面で、若手弁護士にとっては参加の障害になってしまいますが、IPBA Scholarshipのような奨学金制度は、現地の空気感に触れ、視野を広げる等、若手弁護士の研鑽にとって大変意義のあるものであると感じるところです。私自身も、IPBA Scholarshipの援助がなければ、このような素晴らしい会議に参加することもなかったと思います。今後も、IPBA Scholarshipが若手弁護士の貴重な研鑽の機会を提供できるよう、私も微力ながら、財源となっているJapan fundに恩返しをしたいと考えております。

改めまして、Scholarとしてマニラ大会への参加機会をいただいたことにつきまして、関係者の皆様に、深く御礼申し上げます。また、現在は東京を本拠としておりますので、何かの機会に日本IPBAの会の会合等で再会できますことを楽しみにしております。

IPBAの魅力

小林 秀彦

(Miyake & Yamazaki Co., Ltd., バンコク)

2018年4月14日午前11時55分着TG620便。到着空港はニノイ・アキノ国際空港。The 28th Inter-Pacific Bar Association Annual Meeting & Conferenceの行われるフィリピン。事前に案内されていたIPBA専用のパスポート・コントロールを通過。入管職員から何も会議の質問や資料等の提示を求められることもなく、一般旅行者は長蛇の列を横目に短時間で通過。でも、これだと誰でも利用できるのではとふと疑問。空港からタクシーで会場のShangri-La at the Fortホテルに到着。その道すがら、街中の景色を見ながら、同行したタイ人弁護士が一言。「バンコクの雰囲気によく似ている」。同感。こうして、私のIPBAマニラ大会初日の始まり。さて、今年のIPBAではどの弁護士と再会できるか、またどんな弁護士と知己になれるかと期待。

ホテルのチェックインを終えてから、受付でIPBAの会議資料を受領。到着時間の関係で、Opening Ceremonyには間に合わず、最初の参加イベントはWelcome Reception。今回も世界各国から弁護士が集まっており、徐々に知った顔を見付けては挨拶。Good to see you again.

Inter-Pacific Bar Association、略してIPBA。只、

参加している弁護士の国籍から考えると、Inter-Pacificを超えて国際的な一大国際会議へと変貌。IPBAの創設者である当東京事務所の三宅能生弁護士も当初これを予想していたかは不明。IPBAの魅力は、参加弁護士の数。今回のマニラ大会では約1,000名とのこと。大き過ぎず、小さ過ぎず。IPBAの創設趣旨である世界の弁護士間での親睦には最適な規模。様々な地域から集まった弁護士から話が聞ける機会はそうはなし。

Opening Ceremonyの後は、日本人弁護士が企画する、恒例のJapan Nightに出席。他国の弁護士も多数参加しておりJapan Nightも盛況。驚いたのは、欧州で活躍する日本人法律家との出会い。若手の活躍を目の当たりにして感嘆しきり。また、最近では、日本の法律事務所が中国、東南アジア、インド、オセアニアにも進出。多数の日本人弁護士も日本から派遣されている由。海外で活躍する日本人弁護士の話を聞くのもIPBAの楽しみの一つ。自分も頑張らねばと奮起。

今回のIPBAマニラ大会中で残念だったのは、業務処理の関係でセッションに参加する機会が限られたこと。出たいセッションも多かったことから、残念無念。来年のIPBAシンガポール大会に期待。

IPBAの魅力の一つは、法体系の違う世界各国の弁護士の参加。大陸法にコモンロー。片や成文法を重視、片や判例を重視。相違の起源を訪ねてみるのも面白いかも。でも、法の定義は様々あれど「法とは社会統制の手段」という定義からすると、社会の相違から大陸法とコモンローが基礎付けられるのでしょうか。私の頭では回答不可。

会議期間中、コモンロー国の弁護士と話してみるも、大陸法を学んだ身としては、過去の判例を重視するコモンローには未だ馴染めない面あり。事実認定は同じはずなのに。悩むことがあるのが準拠法や紛争解決方法の選択。準拠法を大陸法、紛争解決方法をコモンロー国の仲裁とした場合は如何に。専門家(Expert Witness)の意見を参考にするとのことだが、コモンロー的なバイアス(思考過程での偏向)はないのでしょうか。ちょっと疑問。これも勉強不足の私には回答不可。でも、法律の世界もDo in Rome as the Romans doなのでしょね。

IPBAの最後の公式イベントはFarewell Night。勿論、その前にGala Night。今回のIPBAも沢山の旧知の弁護士との再会、新たな弁護士との出会い、諸外国の弁護士との情報交換と日本国内ではまずできない貴重な経験。Never miss this opportunity.

こうしてIPBAマニラ大会の3日間が無事終了。2018年4月17日午後1時10分発TG621便で帰路。2019年はIPBAシンガポール大会。こちらも大いに期待。See you again at the 29th Inter-Pacific Bar Association Annual Meeting & Conference in Singapore.

IPBA初参加 ～刺激と出会い～

丸子 香里（ひまわり法律事務所）

1. はじめに

広島で弁護士登録をして2年目を迎え、これまで涉外分野に興味があったものの、きっかけが掴めずにいました。そんなとき、IPBAに参加した方がいいよ、と教えていただき、悩んだ末に参加を決意しました。今振り返ると、参加して本当に良かったという思いです。主に参加を検討しておられる先生方にとって、何かの参考になれば幸いです。

2. IPBAでの体験

(1) セッション

IPBAでは、昼間は複数のセッションがあり、自分の興味のあるセッションを選んで参加することが出来ます。私は初参加ということもあり、総会開催中のセッションの時間はほぼ全ていずれかのセッションに参加してみました。

一つのセッション時間は大体90分だったのですが、普段この時間で英語をひたすら聞き続けたことがなく、集中力を保つのがまず大変でした。最終日にはヘトヘトになった記憶があります。後述しますが、セッションの内容をいかに十分理解できるようになるかが今後の課題となりそうです。

セッションでは、日本人弁護士がパネリストやコーディネーターとして外国人弁護士と堂々と英語で議論する姿を拝見でき、それ自体非常に刺激となりました。

(2) 夜のパーティー

昼間のセッション後は、Welcome Reception、Japan night、GALA Night、Farewell Nightと毎日何らかのパーティーがあり、外国人弁護士や日本人弁護士と交流できる機会が多くありました。

特にフィリピン人と韓国人の歳の近い弁護士と仲良くなり、お互いの仕事内容、仕事環境、時間の使い方について比較的じっくり話せたことが印象に残っています。同世代の外国人弁護士も頑張っていることが知れ、とても良い刺激になりました。次回のIPBAで再会することを約束して別れました。

また、普段お会いすることができない涉外分野で活躍されている日本人弁護士の方々とお会いし、仕事の

話、これまでのIPBA参加の話、旅行の話等幅広く話ができ、勉強方法に関するヒント等もいただき、楽しみながら今後につながるものを沢山得たように思います。

(3) マニラ観光

セッションとパーティーの合間等に会場近くのレストランでIPBAの参加者とフィリピン料理を楽しみ、会場近くのショッピングモールを散策しました。また、総会終了後はマニラ観光と郊外のタガイタイに行きました。開催地についても楽しみながら詳しくなれた気がします。



写真：筆者提供

3. 今後について

今回のIPBA参加により、現在の自分の能力を知ることができました。セッションについていえば、一部は理解できたとしても、全体の内容を理解して考えを深めたり新たな知見を得たりする段階には至っていない、ということを感じ、これ自体が一つの大きな収穫だったと思います。

英語能力の面と知識面の両者に不足があると感じましたので、この気づきを大事にして、次回のIPBA参加まで、日々精進したいと思います。

4. 最後に

IPBAには、普段の業務では到底得られない刺激と出会いがありました。日々の色々にかまけて英語の勉強が疎かになりがちであった私にとって、今後の目標とその達成へのモチベーションを与えてもらえた非常に良い機会となりました。冒頭で申し上げたとおり、参加して本当に良かったという思いです。

現地でお話いただいた先生方、総会の開催に尽力していただいた皆様、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

IPBA2018 初参加とフィリピンのすすめ

野田 隼人（高島法律事務所）

IPBAの年次総会に初めて参加しました。地方会の小規模事務所からの参加であり、今後、参加をされる地方会の会員の方に向けて若干の感想を述べたいと思います。

1. 初参加の経緯

私は、滋賀県高島市という人口5万のとても小さな街で事務所を開業しています。弊所にはフィリピン法弁護士が在籍しており、フィリピンに関する案件を日本全国とフィリピン各地から受任して取り扱っています。現地子会社設立や合弁企業の設立といった進出案件、在比日系企業の労使問題、涉外家族法案件から時には現地で逮捕等された従業員との面会助言といった案件について、日本の弁護士からの紹介を受けて取り扱うことが私の業務の中心の一つです。私自身、月1回程度、渡比して打合せや調査を行っています。

昨年の春、東京での飲み会で、山下先生にこんなことしていると申し上げたところ、来年のIPBAはマニラで開催されるのでぜひ参加してほしいと誘われて、その場で参加を決め、本年弊所に新規登録した犬飼弁護士とともに参加することとなりました。

2. 全体を通しての感想

全体を通しての感想ですが、とにかく体力が必要でした。すべてに真面目に参加しようとすると、朝から夕方までのセッション、その後のパーティー、その後のアフターパーティー、そこからさらに知り合った各国の弁護士たちと飲みに行く、そしてまた翌朝からセッション。これを繰り返す訳ですから、相当な体力が必要となります。しかし、これを平気でこなしている人たちもいて、世界は広いなと思われました。

セッションを聞き続けるだけでもある程度の集中力が必要となりますから、参加するものと参加しないものを程度のところで割り切り、隙間の時間に効率よく休養して回復することが大切であることが分かりました。

個別のセッションについては、専門的に追っている領域であれば文献でフォローできるテーマが多いように感じましたが、文献では分かりにくい部分、特に海外の弁護士の相場観といったものや今後の変化の見通しについて触れることができたのが特に有益でした。

パーティーその他のネットワーキングの機会では、多数の各国の弁護士と知り合うことができた他、日本からの参加者、特に地方会からの参加者と知り合うことができたのが収穫でした。地方会で涉外事件を取り扱っている弁護士は必ずしも多くなく、また地方会で取り扱っているがゆえの苦労もありますので、今後の交流と意見交換を続けていきたいと思う出会いでした。

3. 英語力より気合い

初参加にあたって多くの人にとって一番の不安材料となるのは英語力であるように思います。しかし、弊所新人を連れて参加した感想としては、必ずしも高い英語力は必要ないように思いました。セッションの単語はある程度調べていくことができます。ネットワーキングでは、話題はある程度までは限定されますから（事務所の所在地がどんなところか、専門的に取り扱っている分野は何か、そのほかの興味関心の3つで最初の会話の8割はおさまる。）、その準備だけしていけば一応の会話は持ちます。それ以上会話が弾む場合には、あちらも話す気になってくれる訳ですから調べながらでもなんとか会話は続きます。

コミュニケーションしようという気合いがすべてです！

4. フィリピンのすすめ

最後に、開催地であったフィリピンの魅力についていくつか書いておきたいと思います。初日の最初のセッションでも紹介がありましたが、フィリピンはとても若く成長途上の国です。必ずしも上手くいっているとは言いがたい経済情勢の中で、多くの労働力が余剰となっており、高齢化がすすみ労働力が不足する日本の色々な問題を解決するポテンシャルを持っている国です。日本法弁護士の業務分野としても十分な魅力と参入余地を有しています。

業務という観点を離れてもフィリピンは魅力的な国です。時差1時間、飛行時間4時間程度の地に、世界遺産である教会建築、極めて多数の美しい自然景観、無数のリゾートがあります。また、地元の伝統的料理が中国、スペイン、アメリカの影響を受けて形成された多様な食文化があります。

マニラの一部地域の治安イメージのために、なかなか敷居の高い国になっているようですが是非一度、フィリピンを訪問していただければと思います。

札幌より、3度目のIPBA

山田 幸司（芝・山田法律事務所）

私がIPBA大会に初めて参加したのは、一昨年のクアラルンプール大会でした。英語はほとんど話せず、渉外事件も扱っていませんでしたので、何しに来たのかと言われると答えに窮したところですが、幸いにもIPBAにはそのようなことを問題としない懐の深さがありました。

普段、海外の弁護士と交流する機会などほとんどなかった私にとって、昼は国際的な論点をセッションで議論し、夜は国境の垣根なく交流し、飲み、遊ぶというクアラルンプール大会での経験は、大変に鮮烈なものがありました。

続く昨年のオークランド大会でも、クアラルンプール大会で知り合った弁護士との旧交を温めたり、1年かけて十二分に向上させたはずの英語力が未だに実用段階には至っていないという事実と直面して打ちのめされたりと、意義深く過ごすことができました。

そして今年のマニラ大会です。最近は、ちょくちょくと渉外案件を取り扱うようになっていたこともあり、業務に関連するセッションについては、これまでに以上に興味深く拝聴することができたように思います。

しかし、個人的にはやはりIPBAの魅力は、普段は知り合う機会もない海外の弁護士や、国内の先生方と交流し、ざっくばらんな意見交換ができるというところかと思えます。今年は、ご縁もあって日本の先生方

と交流する機会を多く持たせて頂きました。

特に、私自身札幌という地方都市で仕事をしていることでもありますので、大都市圏以外で渉外業務に従事し、ご活躍されている先生方の経験や、地方独特の問題点などについてお話を伺えたことは、得難い経験となりました。

なお、今年は、一つのテーマを自分に課しました。それは、事前調査やインターネットに頼らず、必要な情報は現地でのコミュニケーションによって獲得する、ということでした。その結果は、タクシーでぼったくりに遭い、予約していたホテルが先方の都合でキャンセルされていることに気付けないなど、散々なものでしたが、これはこれで刺激的な楽しい体験でした。

来年のシンガポール大会にも、是非参加したいと考えております。

WORLD BEAUTY 2018

大林 良寛（弁護士法人 淀屋橋・山上合同）

総じて、日本人はシャイである。かくいう私も、ティピカルジャパニーズの一員であり、日本国内において、仮に美人を見つけたとしても、「写真を一緒に撮ってもらえませんか？」などと話しかけることは、絶対にあり得ない、絶対に。

それがどうだろう、毎年、IPBA年次総会においては、蝶ネクタイ紳士に扮した私は、鋭い目を光らせて、美人を見つけては、「ハーイ！どこから来たの？一緒に写真撮ってよ！」と話しかけることができる。盟友の山下和哉弁護士にも、「今年は、新たな美人弁護士と出会えた？」と尋ね、情報交換にも手を抜くことはない。

人生には、
「自分の殻を溶かしてくれる場所」
が必要だと常に思う。

毎日ルーティーンのような時間を過ごしていると、気づかぬままに自分の殻が自然と出来てしまう。それを定期的に溶かすことは、自分が自分らしくあるために重要なのでは、と思うことが多い。

私にとって、IPBA年次総会は、まさに「自分の殻を溶かしてくれる場所」である。「異国」、「お酒」という要素も多分にそれを助長しているものと思うが、それ以上に、そこに集う各国の弁護士の「温かさ」、「人格の良さ」、「自信」、「余裕」といったものが、その場にいる者を自然と心地よくさせるのだと思う。無論、IPBA年次総会に参加している各国の弁護士は、



写真：筆者提供



若輩の私からすれば見上げる存在ばかりであるが、それでも、「私はこの人たちの一員である。」という心地よさを感じさせられ、それは、幸せな感覚である。

今年で弁護士10年目、IPBA年次総会は6回目であった。毎年IPBA年次総会に参加していると、顔見知りが増えてきて、毎年参加するのがとても楽しみになる。私が初めてIPBA年次総会に参加した際、ある先輩が、「IPBAはね、毎年参加すると、もっと楽しくなるよ！」とおっしゃっていたことが、今となってはとても分かるようになった。

今から、
#世界の美人弁護士を探しに2019@シンガポール
が楽しみでならない。



写真：筆者提供

9年ぶりにマニラを訪れて

IPBA 大阪拡大理事

小林 和弘（弁護士法人 大江橋法律事務所）

2009年、IPBAの年次総会に初めて参加するために、マニラを訪れました。それ以前にマニラに来たのは1994年でした。その時は、セブ島への旅行のついでに一日観光ただけで、割ときれいな観光地に行っていて、ただただ、道路がすごい渋滞であったことしか覚えていませんでした。ところが、2009年にマニラに行くと、4泊もすると、ディープマニラをすごく、感じました。一応、IPBA年次総会のオフィシャルホテルである、そこそこ立派なホテルに泊まったつもりなのに、天井からは水漏れがして、部屋の中に大量の蟻が出てきました。また、会場でもらったパロパロが悪かったのか、日本に帰ってからひどい下痢になり（下痢になったのはマニラとニューデリーに行ったときだけです。）、さんざんな目にあいました。会場自体は、海岸近くの会議場で、おそらく、それ程治安等が

悪くないところだったかと思いますが、車で5～10分も行くと、いかにも危なそうな感じの通りがありました。

それに比べて今回は、会場周辺は、決してマニラとは思えないような、こぎれいな都会になっており、驚きました。年次総会の食事は別として、外のレストラン等での食事は結構いける感じで、お陰様で下痢をすることもなく、日本に帰れました。フィリピンは、他の東南アジア諸国に比べて経済成長が遅れているイメージがあったのですが、さすがに9年も経つと、びっくりするほど変わったなと感じました。

9年間というのは本当に時間の流れを感じます。初めてIPBAの年次総会に参加することになったのは、その2年後の2011年に京都で開催される年次総会の原始ホストコミッティになったからでしたが、その際大阪から参加したのは、原始ホストコミッティである国谷、児玉、豊島各先生と私の4人だけでした。しかし、翌年のシンガポール大会では、20人以上、大阪をはじめとする関西から参加され、そして、京都大会では、本当に多くの方にご参加いただきました。その後も、多少の増減はありながらも、毎年、西日本からも数10人が年次総会に参加するようになりました。今回のマニラ大会でも、西日本から30人も参加され、滋賀、広島、福岡からも来ていただきました。



写真：筆者提供

3年後には東京で年次総会が開かれます。私も、このマニラ大会でAt-Large Council に選任されました。前任者の豊島先生は、前記の通り、大変立派な功績を挙げられており、私がそこまでできるかは自信がありませんが、東京の年次総会に向けて、西日本の参加者を増やしていきたいと思います。皆様、ご協力の程よろしく願います。

マニラ大会を振り返って

一 達成出来たことと更なる課題

前IPBA大阪拡大理事

豊島 ひろ江（中本総合法律事務所）

1. At-Large Council（Osaka）の任期を終えて

私は、2012年に大阪拡大理事に就任し、このマニラ大会では6年目の任期を無事終えることとなりました。

思えば、大阪拡大理事を務めさせていただいたことで、この6年間は、よりIPBAのメンバーと交流する機会が増えて楽しく過ごせただけでなく、理事会の参加を通じて、会議で発言することの難しさや醍醐味を経験させていただくことができました。

IPBAのCouncil Memberは、毎年、年次総会のCouncil Meetingと秋頃に開催されるMid-Year Council Meetingに参加する機会があります。私は、大阪拡大理事への就任以来、大阪の存在を広める目的で、毎回、少なくとも一度は会議で発言することを課題にしていたのですが、簡単ではありませんでした。30人から80人が参加する会議で、あえて挙手をして自発的に発言することに、強い内心の抵抗感があり、発言の下書きがあっても、勇気を出せず発言できなかったことも何度かありました。



2018.3.14 Council Meeting at the Shangri-La at The Fort

写真：筆者提供

そうしたレベルでも、IPBAの法人化問題の際には、覚悟を決めて理事会で反対意見を述べる機会がありました。法人化が問題となり出した頃、理事会が終わった後に不満を言っていた私に「反対なら、どうして理事会で言わないのか、会議で発言もしないで陰で文句を言うのはおかしい。」と苦言を呈してくれた方がいたからでした。IPBAの法人化は、個人のCouncilが責任追及されるリスクを避けるために必要だったのですが、当時の私は、日本がやってきたことを否定さ

れているような不愉快さを感じていました。そこで、2014年リオジャネイロでの理事会で、無謀にも、私は、つたない英語で、「これまで日本できちんと運営してきた。IPBAは日本では法的主体がある。万一訴訟になったら、弁護士だから応訴すればいいし、訴訟リスクは低い。法人化はコストの無駄。」などと、かなり稚拙な発言をしたと思います。当然ながら、直ちに法人化が個人のリスク回避するためには、いかに必要かという合理的な反論がなされ、多くの賛同を得て法人化が推進されることになりました。一人反対意見を述べた私は、穴があいたら入りたいくらい恥ずかしい気持ちで一杯でした。ですが、理事会が終わった後には、皆さんに優しく接していただき、未熟者を救っていただきました。今では良い思い出です。

そのような、しなくても良い苦勞もしながら、6年の時間をかけ、私も少しずつ会議で発言が出来るようになりました。理事としての最後のマニラ大会では、内容とはかく、自分なりの提案や大阪や日本をアピールする発言ができ、悔いなく任期を終えることができました。6年間で一番の達成感でした。もちろん、まだまだ魅力的な発言をするレベルには至っていませんが、いつか、どこかで、皆が「なるほど！」と思うような説得的なコメントや提案が出来るように、引き続き精進を続けたいと思います。



2018.3.14 Making a comment at the Council Meeting

2. 初めてのセッションを経験して

また、マニラ大会では、初めて、Insolvency CommitteeとEmployment & Immigration Law CommitteeのJoint Session“Insolvency and Employment”においてスピーカーを務めさせていただきました。本セッションでは、Insolvency CommitteeのChairでもある阿部信一郎先生のもデレートで、倒産時における従業員の地位について、インド、中国、シンガポール、ドイツ、日本の国の制度についてパネルディスカッションを行ないました。阿部先生のもデレートは、とても良くオーガナイズされ、パネルの報告を比較法的にとりまとめるのみならず、Audienceに対して自国の制度の情報提供を求め、

双方向性の大変素晴らしいセッションでした。

肝心の私の報告は、まったく満足のいくものではなく、私よりももっとふさわしいスピーカーがいたろうなと思うくらいでしたが、素晴らしいセッションを実体験させていただけたことは本当に有り難いことでした。

マニラ大会では、Insolvency Committeeの Vice-Chairの大役を頂き、現在、シンガポール大会に向けてセッションの準備をしています。阿部先生がコーディネートされたようなAudienceとの間での情報交換や議論ができるような魅力的なセッションを目指して、頑張りたいと思います。



2018.3.16 "Employment and Insolvency" Joint Session

写真：筆者提供

3. 2021年の東京大会に向けて

私が、こうした拡大理事やスピーカー等の機会を頂けたのは、実力からすると大変過大なことなのですが、そんなことが可能になるのもまたIPBAの懐の深さといえます。

3年後の2021年には、日本で年次総会が開催されます。もっとIPBAに関わっていきたいと思われる方は、是非この日本大会の組織委員会等の活動に深く参加されることをお勧め致します。私が、2011年京都大阪大会に関わったときと同じように、それをきっかけに、よりIPBAに関わっていく機会につながっていくだろうと思います。

2021年の東京大会に向けて、日本のメンバー全員で盛り上げていきましょう。

最後になりましたが、私は、今回、あいにく、左足のヒビが完治しておらず、マニラ大会は松葉杖での参加となりました。マニラ大会の組織委員会およびホテルスタッフには、大変親切にいただき、大会中、不自由なく過ごすことが出来ました。現地スタッフのご協力に感謝すると共に、レセプションやランチの際に、手を貸してくださった日本の皆様にも、この場を借りて、心から御礼を申し上げます。

～留学のご挨拶～

日本IPBAの会 広報委員会副委員長

山下 和哉（弁護士法人東町法律事務所）

私事ではございますが、2018年6月から約1年半、大学院留学及び法律事務所等での研修をするため、英国・ロンドンに来ております。今はまだ語学学校で、法律とは無縁の純粋な英語の勉強をする毎日で、約10年ぶりに学生生活に戻り、楽しく懐かしい日々を過ごしております。特に、毎日出される「宿題」なるものは、弁護士業務におけるそれとは違い、何ら責任は伴わないものの、俯瞰してみると、所属事務所からの補助を頂戴しながら、一定の成果を上げないといけないという意味では、ゴールの一つである自らの英語力を養う過程の一つとなるので、結果としては、弁護士業務の中で出てくる宿題と何ら変わりなく、気合いを入れられないといけない、などとバドワイザーを片手に自分に言い聞かせています（笑）。

さて、今回の英国留学・研修の私の目標は、①英語力向上、②英国法・特に海商法の知識の獲得、③主に欧州における人脈の形成、と考えています。今日のIPBAには、欧州諸国からの弁護士も多く参加しており、この機会にぜひ皆様の事務所を訪ねたいと思っています。このような貴重な機会を最大限に生かしたい、そして、今まで以上に大きくなってIPBAに深くコミットしたい、と気持ちだけは前のめりになっていますが、まだこの英国滞在中の目標達成に向けた小目標へのブレイクダウンはできていませんので、ぜひ先輩方のお知恵も頂戴できれば大変ありがたく存じます。また、ロンドンにお立ち寄りの際は、ぜひパブなどで一緒させていただきたく、ご一報をいただければ大変嬉しく存じます。

なお、私が法務省で長年立案に携わってきました商法（運送・海商関係）改正法も、2018年5月18日に無事成立する運びとなりました。ご協力いただいた皆様、どうもありがとうございました。この場をお借りして、御礼申し上げます。

まだまだ広報副委員長として未熟ではございますが、精進してまいりますので、ご指導の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



友人の英国弁護士との会食@London・Shoreditch (写真：筆者提供)

一 編集後記 一

IPBA Cross-Border Investment Committee Co-Chair

日本IPBAの会 広報委員会委員長

林 依利子 (弁護士法人 大江橋法律事務所)

会員の皆様のご協力により、2018年マニラ大会のニュースレターも、多様性に富んだ興味深い内容に仕上がりました。滋賀、広島、北海道等の都市からも初参加の声をいただき、新鮮な感想をお伝えいただきました。フィリピンは平均年齢24歳という活気にあふれた国であり、その勢いの中で、日本の会の参加者の皆様も（年齢を問わず）いつにも増して大いにエネルギーに生き生きと盛り上がっていたように思われました。

今大会のセッションでは、「一帯一路」のテーマなど中国に関するセッションが増えていることが印象的でした。IPBAは地域多様性を重視しており原則として特定の国をセッションのテーマとして取り上げることはなかったように思いますが、世界経済における中国のプレゼンスは既存の世界経済・貿易秩序にも影響を与えるほどとなっており、ここIPBAのセッションにおいても中国の強大なプレゼンスが影響を与えていることを実感しました。

さて、来年2019年の大会は今年何かと注目を集めたシンガポール。本年6月の史上初の米朝首脳会談の直前、IPBA会員で仲裁専門弁護士の友人に現地の反応を尋ねたところ、「現地の多くの人が冷静な目で見ているが、シンガポールの仲裁関係者は最大限歓迎しているよ。なぜなら、it shows that Singapore is a city where any kind of people in the world may reach an agreement!」と喜んでいたので印象的でした。

来年4月、「どんなに利害対立のある人でも合意に至れる魅惑の都市」シンガポールにおいて、「テクノロジー」とビジネス・法について大いに学び議論しつつ、「人」であるからこそその醍醐味である交流を楽しみ友好を育みましょう。



**IPBA 2019
SINGAPORE**

25 - 27 April

IPBA 29th Annual Meeting & Conference 2019年シンガポール大会のご案内

日時 : 2019年4月25日 (木) ~ 27日 (土)

テーマ : Technology, Business and Law
– Global Perspectives

会場 : Raffles City Convention Centre

会議詳細・参加予約は公式ウェブサイトから

<https://ipba2019.org/>

2018年7月31日まで **Super Early Bird** 割引登録

受付中です。ぜひお早めにご登録ください！

* 上記スケジュールは随時変更になることがあります。

最新の情報はシンガポール大会ウェブサイトでご確認ください。

～ Message from Francis Xavier, IPBA President-elect ～

On behalf of the 2019 Singapore host committee, I am delighted to invite IPBA members in Japan and Japanese legal practitioners to attend the 29th Inter-Pacific Bar Association Annual Meeting and Conference to be held in Singapore between 24 and 27 April 2019.

The conference theme is “Technology, Business and Law – Global Perspectives”.

Broad ranging legal issues concerning developments in global and regional trade, new technology and emerging trends will be aired and discussed.

We do hope that we will have the immense support of the Japanese Bar to make this conference a success! We hope to also see the eminent members of the Japanese legal profession solidly contribute to the many topical sessions that are being planned, as they have done in past conferences.

It will also be a great opportunity for you to renew friendships and to forge new ones.

The host committee will do its utmost to ensure that you also enjoy the social and other events planned around the formal parts of the conference.

Come too to revel in the cross-roads of Asia in its cultural diorama, world class tourist attractions and famed cuisine!

We have an early bird discount of a hefty 30% off the usual registration fees if you register before the end of July 2018. We look forward to hosting you, your colleagues and your family.

